

宿 泊 約 款

本約款の適用

第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。当ホテルは前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができません。

宿泊引受けの拒否

第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室（員）により客室に余裕がない時。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しく善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関して特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔、心身耗弱、薬品等による自己喪失等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

氏名等の明告

第3条 当ホテルは宿泊日の先立つ宿泊の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊の申込者に対して次の事項の明告を求めることができます。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、住所、国籍及び職業
- (2) その他当ホテルが必要と定めた事項

予約金

第4条 ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申し込みを引き受けした場合には、期限を定めて宿泊期間（宿泊期間が3日を超える場合は3日間）宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることができます。前項の予約金は次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

予約の解除

第5条 当ホテルは、宿泊予約の全部又は一部解除したときは、次の掲げるところにより、違約金を申し受けます。

- (1) 一般客（1名から9名）
 - ① 宿泊日の2日前に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金10%
 - ② 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金20%
 - ③ 宿泊日当日午前中に解除した場合宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金50%、当日午後後に解除した場合その宿泊料金の100%

(2) 団体客

- ① 10名以上から20名未満の場合、宿泊日の1か月前から20日前の日までに解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金20%
- ② 20名以上の場合、宿泊日の2か月前から20日前の日までに解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金20%
- ③ 宿泊日の19日前から10日前の日までに解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊予約分の宿泊料金30%
- ④ 宿泊日の9日前から2日前の日までに解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊予約分の宿泊料金50%
- ⑤ 宿泊日の前日までに解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊予約の宿泊料金80%
- ⑥ 宿泊日当日解除の場合宿泊者1人につきその宿泊予約の宿泊料金100%

(3) 一部予約解除について

- ① 宿泊日の3日前から前日までに解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
- ② 宿泊日当日午前中に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金50%、当日午後解除した場合その宿泊料金の100%

当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日午後6時（あらかじめ予定到着時刻の明記されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときはその宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

- ③ 4割以上の大幅な人数減の場合、宿泊日の20日前より宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項の明告がされないとき。
- (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いが無いとき。当ホテルは、前項の規定において宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

宿泊の登録

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を当ホテルに登録してください。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあっては、旅券番号
- (3) その他当ホテルが必要と認めた事項

宮本荘グループ